

議第32号

三島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

三島市職員の育児休業等に関する条例（平成4年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 三島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成31年三島市条例第1号）第2条の3第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

第20条の表第18条の2の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第20条の表の改正規定は、公布の日から施行する。

令和3年2月16日提出

三島市長 豊岡 武士